

発議第 5 号

令和4年9月28日

日出町議会

議長 工 藤 健 次 殿

提出者 日出町議会議員 河 野 美 華

賛成者 日出町議会議員 池 田 淳 子

日出町議会議員 豊 岡 健 太

日出町議会議員 阿 部 峰 子

必要とする人に生理用品の無償提供を求める意見書について

上記の議案を日出町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

理 由

健康や個人の尊厳を守る環境づくりと性差による不公平の解消の観点から、国に対し、生理用品の提供を必要とする人への無償提供を行うよう要望するため。

必要とする人に生理用品の無償提供を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大に起因する経済的影響により「生理の貧困」が注目されるようになっている。しかし「生理の貧困」はコロナ禍以前より存在しており、困っている人の中には経済的な理由だけでなくネグレクトや家庭環境の問題等から生理用品を購入出来ない人も少なくない。

この問題をめぐり厚生労働省が行った初の実態調査では、入手に苦労した経験のある女性は回答者の約1割に上ることが明らかになった。生理用品を使用せずに日常生活を送ることはできない。また調査結果からは代用品として紙類を使用する、交換する頻度を減らし長時間使用するといった不衛生な対処で凌ぐ人が半数近くおり、このような不衛生な対応は腹膜炎や不妊症という重大な健康障害の原因となることがある。

個人差はあるが生理は人生のうちの約40年間、毎月5日～7日程度あり、一生の経済的負担は平均50万円前後と言われている。未来を支える子どもを産むための現象である生理はとても尊いものであるが、女性は生理による経済的負担だけでなく、精神的肉体的負担も負わねばならないのが実情である。人は自分の性を選べず、せめて経済的な負担を公で支援することは生理の貧困と性差解消の観点から非常に重要なことである。諸外国では続々と生理用品を課税対象外としており、またスコットランドでは本年8月に生理用品を必要としているあらゆる人々に無償提供を義務づける法案が施行された。いくつかの国でも同様の取り組みが展開中である。

我が国においても、健康や個人の尊厳を守る環境づくりと性差による不公平の解消の観点から、生理用品の提供を必要とするあらゆる人への無償提供を将来にわたり行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

大分県速見郡日出町議会議長 工 藤 健 次

内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	寺 田 稔 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣府特命担当大臣	小 倉 將 信 殿